

自治会長 様

さいたま市長 清水 勇 人
(公印省略)

令和5年度さいたま市自治会運営補助金の申請について (通知)

初夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、自治会活動を通じ市政発展のため多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、さいたま市では、地域住民の相互理解と融和を図るとともに、住みよい豊かな地域社会の形成に大きな役割を果たしております自治会活動を支援するため、自治会運営に対し補助金を交付しております。

つきましては、別紙のとおり申請書等を送付いたしますので、関係書類を添えてご申請いただきますようお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) さいたま市自治会運営補助金交付申請書 (様式第4号)
- (2) さいたま市自治会運営補助金交付申請書 記入例
- (3) 補助金交付申請の電子申請について (ご案内)
- (4) 自治会運営補助金の限度額 (上限額) に関するご案内

2 提出書類

- (1) さいたま市自治会運営補助金交付申請書 (様式第4号)
- (2) 令和5年度事業計画書
- (3) 令和5年度収支予算書

総会資料として作成されている事業計画書、収支予算書の写しをご提供ください。

3 提出期限 令和5年6月30日 (金)

※ 期限内に申請が無い場合、申請の希望を確認するための連絡をさせていただきます。

・電子申請システムでの申請体験会について

下記の日程で、区コミュニティ課職員による電子申請体験会を行います。ご興味のある方はぜひご来場 (ご参加) ください。 ※ 予約不要・書類での申請もお受けします。

- | | | |
|-----------------|------------|---------|
| ① 令和5年6月 8日 (木) | 原山公民館体育室 | 地区別懇談会後 |
| ② 令和5年6月10日 (土) | 美園公民館ロビー | 9時～17時 |
| ③ 令和5年6月11日 (日) | 大古里公民館ロビー | 9時～17時 |
| ④ 令和5年6月25日 (日) | 緑区役所1階多目的室 | 9時～17時 |

【持ち物】スマートフォン、令和5年度総会資料

【注意】公民館の駐車場は台数に限りがあり、当日は体育室等の団体利用者の来館が見込まれるため、なるべく徒歩・自転車での来場にご協力ください。
スマートフォンの通信費を各自負担となりますので、ご了承ください。

【裏面に続きます】

ご不明点等ございましたら、お手数をおかけしてしまい恐縮ではございますが、下記担当までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

緑区役所区民生活部コミュニティ課

担 当：赤松・武内・松葉

電 話：048-712-1131

F A X：048-712-1272

M a i l：midoriku-community@city.saitama.lg.jp

さいたま市自治会運営補助金
交付申請書

令和5年 月 日

さいたま市長

所在地 さいたま市緑区
団体名 大門美園自治会
代表者名 会長 綾部 匡之

さいたま市自治会運営補助金交付要綱に基づき、令和5年度補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて、申請いたします。

記

- 1 目的 地域的な共同活動を行うことにより、地域住民の相互理解を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- 2 補助金交付申請額 金 円
(限度額：31,000円)

- 3 関係書類

- (1) 事業計画書
(2) 収入支出予算書
(3) その他市長が必要と認めた書類

- 4 補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫・農協			支店
種別・口座番号	種別	普通・当座	口座番号	第 号
フリガナ				
口座名義人				

*口座名義人は、預金通帳を確認の上、省略せずそのままをご記入ください。

さいたま市自治会運営補助金

交付申請書

提出日をご記入
ください。

令和 年 月 日

さいたま市長

本手続きについて、
会長印等の押印は
廃止となりました。

所在地 緑区〇〇1234-5
団体名 〇〇〇自治会
代表者名 会長 〇〇 〇〇

さいたま市自治会運営補助金交付要綱に基づき令和4年度補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて、申請いたします。

記

- 1 目的 地域的な共同活動を行うことにより、
好な地域社会の維持及び形成に資する
ことを目的とする。

限度額の範囲内で申請額を記入して
ください。
※10,000円+700円×自治会加入世
帯数(4月1日時点)＝限度額

- 2 補助金交付申請額 金 円
(限度額：〇〇〇,〇〇〇円)

- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収入支出予算書
 - (3) 補助金の振込先預金通帳の写し

※ 補助金振込先の口座名義人は、自治会名義の
口座をご記入ください(個人名義は不可)

【例：〇〇自治会 会長 氏 名
〇〇自治会 会計 氏 名】

- 4 補助金の振込先

※ 預金通帳の金融機関名・名義人・預金番号が
わかる部分(写し)の添付をお願いします。
(裏面イメージをご参照ください)

金融機関名	銀行		
種別・口座番号	種別	普通・当座	口座番
フリガナ			
口座名義人			

* 口座名義人は、預金通帳を確認の上、省略せずそのままをご記入ください。

補助金の振込先預金通帳の写しについて

通帳の写しは、表紙と見開きページの2箇所の提出をお願いします。

表紙（サンプル）

店舗番号 〇〇〇	口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇 様	
総合口座通帳	
●●銀行	

見開きページ（サンプル） ※金融機関により記載内容は異なります。

おなまえ 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 様			

発行日	店番	科目	口座番号
20-04-01	000	普通	1234567

普通預金 税区分 総合			

お取引店			
●●銀行			
●●●●支店			

電子申請参考資料

○ 自治会運営補助金の限度額（上限額）に関するご案内

大門美園自治会 様の

令和5年度自治会運営補助金の限度額は、31,000円です。

《 補助金の算定方法 》

$$\text{補助金限度額} = \text{均等割} \quad \text{世帯割} \\ = 10,000\text{円} + (700\text{円} \times \text{自治会加入世帯数}) \\ \text{※ 毎年4月1日時点}$$

《 自治会加入世帯数（令和5年4月1日時点）について 》

大門美園自治会 様の

自治会加入世帯数（令和5年4月1日時点）は、年度初めに実施した「自治会に関する調査」でご回答いただいた 30世帯 で登録しております。

※ 自治会加入世帯数（令和5年4月1日時点）は、各種補助金の配分や自治会に関する統計調査書の作成等に既に使用しているため、増減いずれの修正もお受けすることができません。誠に申し訳ございませんが、ご了承ください。

補助金交付申請の電子申請について（ご案内）

【事前に準備いただくもの】

- メールアドレス
 - 総会資料「令和5年度事業計画書」のデータ（※）
 - 総会資料「令和5年度収支予算書」のデータ（※）
- ※ 文書データ（PDF、Word、Excel文書）、または、画像データ（Png、Jpeg）をご用意ください。画像データは、スマートフォンで総会資料を写真撮影することで作成できます。

【手続き画面の表示方法】

① 二次元コード読取り

スマートフォンのカメラ機能等を用いて、下記二次元コードを読み取ってください。



※ 読取り後は、③共通操作をご覧ください。

② インターネット検索

インターネットで「さいたま市 電子申請」と検索し、検索結果の「【さいたま市 電子申請・届出サービス】手続き申込」を選択してください。

さいたま市 電子申請 検索 🔍

↓ 検索結果

s-kantan.jp
https://s-kantan.jp/city-saitama-u

言い部分をタッチ

【さいたま市 電子申請・届出サービス】手続き申込

申請書・届出書ダウンロードサービスでは、さいたま市の各種申請・届出のうち、パソコンなどでダウンロードし、印刷して使用できるものを掲載しています。

ホームページ内で「自治会 交付申請」と検索し、表示結果の「さいたま市自治会運営補助金 交付申請【緑区・令和5年度】」を選択します。

さいたま市 電子申請・届出サービス 手続き申込

🔍 手続き検索をする

✉️ 手続きの進捗を確認する

✎ 手続きの履歴を確認する

📄 手続きの履歴を確認する

検索項目を入力（選択）して、手続きを検索してください。

検索キーワード 簡易語彙検索を行う

利用者選択 個人が利用できる手続き 法人が利用できる手続き

検索結果は、検索ボタンの下にある「手続き一覧」に表示されます。

手続き一覧

並び替え ▼ 表示数変更 ▼

1

さいたま市自治会運営補助金 交付申請
【緑区・令和5年度】

受付開始日時 2023年6月1日00時00分
受付終了日時 2023年6月30日23時59分

枠をタッチ

③ 共通操作

手続きは、利用者登録がなくても可能です（利用者登録をされている方は、ログインしていただきますと、手続き画面に移ります）。電子申請システムの利用規約をご確認いただき、同意の上、メールアドレスを入力してください。

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	さいたま市自治会運営補助金 交付申請【緑区・令和5年度】
受付時期	2023年6月1日00時00分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

<利用規約>

<p>埼玉県スマート自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約</p> <p>1 目的</p> <p>この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム（電子申請・届出サービス）（以下「本システム」といいます。）を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。</p> <p>2 利用規約の同意</p> <p>本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意することが必要です。このことを前提に、構成団体は本システムのサービスを提供します。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由によりこの規約に同意することが</p>

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけただけのものとなります。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

[< 一覧へ戻る](#) [同意する >](#)

利用者ID入力

さいたま市自治会運営補助金 交付申請【緑区・令和5年度】

<p>連絡がとれるメールアドレスを入力してください。</p> <p>入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。</p>
--

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス（確認用）を入力してください **必須**

[< 説明へ戻る](#) [完了する >](#)



メールが来ますので、「申込画面へのURL（青い部分）」をタッチしてください。

件名：【連絡先アドレス確認メール】

本文：さいたま市電子申請・届出サービス

手続き名 さいたま市自治会運営補助金 交付申請【緑区・令和5年度】
の申込画面へのURLをお届けします。

◆ パソコン・スマートフォンはこちらから

<https://www>



問合せ 緑区役所コミュニティ課



申込画面が表示されますので、画面の案内に沿って、回答を入力してください。

回答に際しての「わかりづらい部分」について、Q&Aを作成しました。大変恐縮ではございますが、お悩みが生じた際は、次ページのQ&Aをご覧ください。

事前テスト時に生じたトラブル等と対応方法

Q1：回答内容に誤りがある状態で、申込完了ボタンを押してしまいました。

A1：お手数ですが、電子申請で再度お申込みください。後に回答いただいたものでお手続きします。

Q2：回答を入力し、確認ボタン（確認に進む）を押しましたが、何度も同じ画面が出ます。

A2：回答必須項目に回答が入力されていない可能性があります。下記の表示を探していただき、その下の回答項目に回答を入力してください。

項目名 **必須**

※ 色は異なる可能性があります。

▲ 項目名は入力必須項目です。

Q3：手続きを終えた後、「整理番号とパスワードは、【中略】、他人に知られないように保管してください。」と表示されました。どうすれば良いですか？

A3：結論から申しますと、保管しなくて大丈夫です。

※ 他人に知られないようにしてください。

【詳細説明】

電子申請をした手続きの処理状況を確認するための「整理番号とパスワード」となります。自治会に関する手続きは、すぐに「受理」するように設定しているため、基本的に使用しません。

※ 他の手続きでは、オンライン上で内容確認を実施するために必要となる場合があります。なお、「整理番号とパスワード」は、申込受付をお知らせするメールにも記載されますので、書き取っていただく必要もありません。

Q4：きちんと手続きができたか、不安に感じます。

A4：手続きができた場合は、手続き完了の案内メールとともに「整理番号とパスワード」に発行されます。「整理番号とパスワード」が記載されたメールが届いていれば、無事、手続きができています。また、区コミュニティ課へお問い合わせいただければ、申請の受理状況を回答させていただきます。

回答の際に、ご不明点等がございましたら、下記までご連絡ください。

【問合せ】 緑区役所コミュニティ課 TEL：048-712-1131

